

## 江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会報告にあたって

江戸川区で発生した生活保護ケースワーカーによる被保護者のご遺体を長期間放置した事案は社会に大きな衝撃を与え、区的生活保護行政のみならず区政に対する信頼の棄損とともに、生活保護行政に対する国民の不信感を招きかねない重大な問題であった。

区はこの事案に対し検証及び再発防止対策検討のための委員会を設置した。委員会では研究者三名、弁護士、精神科医により第三者専門委員会が構成され、そこでの検討結果を基に全体会が開催され団体代表委員三名（江戸川区議会副議長、江戸川区民生・児童委員協議会会長、東京人権擁護委員協議会江戸川地区委員会会長）の意見を踏まえて本報告書を作成した。

生活保護行政の不祥事等にあたっての検証・再発防止のための委員会ではこのような委員会構成が行われることは管見の限り前例を見ない。しかし、第三者専門委員会における検証・再発防止対策の議論はどこからも干渉、介入を受けず公正に行われ、第三者専門委員会での検討の結果を団体代表委員に示し意見を求めたことで、報告内容がより区民目線に近づくとともに、団体代表委員も第三者専門委員会報告の理解が深まり、各団体代表委員の立場からも今後の再発防止対策が推進されるものと考えている。

第三者専門委員会では本事案の時系列による詳細な事実関係、事案発生の原因、再発防止対策について検討が行われた。その内容は本報告書に譲るが、検討にあたっては正確な事実関係の把握が不可欠であり、そのために区に対し具体的かつ詳細な情報の提供を求めたところ、区は第三者委員会の要求した必要な情報を全て開示した。その中には職員の機微な情報、区政情報、生活保護行政の一次資料、被保護者情報など極めて秘匿性の高い資料も含まれており、区が本事案について真剣に考え、本委員会に大きな期待を寄せていることが感じられた。

また、第三者専門委員会では必要と判断した関係職員に対する直接のヒアリングも行い、様々な角度で情報の検証を含めて検討を行った。これらの情報等については、その性格から報告書には直接の記述はないものの、検討には生かされている。

本事案は直接的にはひとりのケースワーカーの業務懈怠から生じたものであるが、その背景には福祉事務所職員の問題、業務量、職場環境の問題などとともに区的生活保護行政に対する姿勢を含めた複雑な要素が絡み合っており、単に職員個人の問題ではなく組織、体制の問題として捉える必要がある。

今回の事案は誠に残念なことであるが、本報告書を基に区が区民に寄り添う、より良い生活保護行政を確立することを期待する。

令和6年1月29日

江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会  
委員長 池谷秀登